

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月15日から平成21年1月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
屋形崎地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 屋形崎地区	土庄町農林水産課
千代田池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 千代田池地区	〃
池ノ原地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 池ノ原地区	〃
梶尾地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 梶尾地区	〃